

サイボ－株式会社定款

(2020 年 6 月 26 日 改訂)

改定	1994 年 6 月 29 日改定	
	1997 年 6 月 27 日改定	
	2000 年 6 月 29 日改定	
	2001 年 10 月 1 日改定	みなし決議
	2002 年 6 月 27 日改定	
	2003 年 6 月 27 日改定	
	2003 年 12 月 1 日改定	
	2004 年 6 月 29 日改定	
	2006 年 6 月 29 日改定	
	2007 年 6 月 28 日改定	
	2008 年 6 月 26 日改定	
	2009 年 6 月 26 日改定	
	2013 年 6 月 27 日改定	
	2015 年 6 月 26 日改定	
	2020 年 6 月 26 日改定	

サイボー株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、サイボー株式会社（英文では SAIBO Co.,Ltd.）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 糸、織物、縫製品、レース等繊維品の製造及び販売。
繊維品及び原材料並びに繊維機械同附属品等の貿易業務。
2. 不動産の売買賃貸借、斡旋管理、土木建築請負。
3. スポーツ施設及びレジャー施設の経営。
4. 喫茶店及びレストランの経営。
5. 農作物及び園芸作物の栽培、販売に関連する業務。
6. 倉庫業及び自動車運送取扱い事業。
7. 自動車の整備及び修理に関連する業務。
8. 学習塾の経営及び予備校の学習指導業務。
9. 建物の総合維持管理業務。
10. 警備業務。
11. 食料品、酒類、清涼飲料水の輸出入並びに販売。
12. 特定労働者派遣事業に関連する業務。
13. 発電及び売電に関連する業務。
14. その他前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を埼玉県川口市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 本会社の公告は東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、4,800 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 本会社の取締役は、11 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 本会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、各監査役の同意を得たうえで、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 本会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 本会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。